

(別添3)

共同生活援助がいわゆる総量規制の対象に追加されることに伴う
個別ニーズへの配慮について

- いわゆる総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みである。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第5項において、主務省令で定める障害福祉サービスが既に障害福祉計画で定める量を超えているとき等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされているとおり、あくまで指定権者にその裁量があるものであるため、各地域の実情に応じて、適切にその権限を行使していただきたい。
- その際、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者といった重度障害者等について、地域で暮らすための支援のニーズは年々高まっている。いわゆる総量規制を実施する場合であっても、地域の個別ニーズが高いものについては、例外的に、当該個別ニーズに対応する事業者を指定するといった取扱いが可能である。
例えば、
① 障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定する方法（次ページ参考資料A市～C市の例）
② 見込み量を超過する場合でも、一定のケースではいわゆる総量規制を発動しないこととする方法（同資料D市・E市の例）
といった取組が考えられるため、地域の実情に応じ、重度障害者等の受入れに支障がないよう対応していただきたい。
- このうち、特に①に関しては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）による改正後の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）の別表第一の三の「生活介護」及び「短期入所（福祉型、医療型）」の項並びに四の「共同生活援助」の項において、「さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること」とされている。次期障害福祉計画の策定にあたり、地域の関係者等とも協議の上、地域のニーズを丁寧に把握いただき、その状況を踏まえ、個別ニーズへの対応の必要性やその利用者数の見込みを障害福祉計画に記載するよう努めていただきたい。

(参考) 総量規制の例外的な取扱い：個別ニーズへの配慮に関する自治体の好事例

- 総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、総量規制の例外とするなどの運用方法を実施している事例がある。

障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定している例

【A市】

| サービス名 | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 生活介護 | ..人 | ..人 | ..人 |
| うち障害支援区分5または6の人 | ..人 | ..人 | ..人 |
| うち医療的ケアの必要な人 | ..人 | ..人 | ..人 |

【B市】

| サービス名 | R 6 | R 7 | R 8 |
|----------|-----|-----|-----|
| 生活介護 | ..人 | ..人 | ..人 |
| うち重度障害者※ | ..人 | ..人 | ..人 |

※重度障害者：障害支援区分4以上

【C市】

| サービス名 | R 6 | R 7 | R 8 |
|---------|-----|-----|-----|
| 生活介護 | ..人 | ..人 | ..人 |
| うち強度行動 | ..人 | ..人 | ..人 |
| うち医療的ケア | ..人 | ..人 | ..人 |

見込み量を超過する場合でも、一定のケースでは総量規制を発動しないこととしている例

【D市】

- 強度行動障害者／重症心身障害者／医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所／児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合は、総量規制の例外としている。
- 例外的な取扱いの適用により指定を受けようとする事業者は、事前に「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を担当課に提出する必要がある、当該担当課の承認により指定申請書が受理される。

【E市】

- 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、合併前の旧4町に設置する場合は、総量規制の例外としている。

(別添3)

(参考条文)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条（略）

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3・4（略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

6～8（略）

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更）

第三十七条 指定障害福祉サービス事業者は、第二十九条第一項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2（略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府・厚生労働省令第2号）による改正後（令和9年4月1日施行）

（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助とする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三（略）

四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員